

資料①

物価高騰対策給付金について

市民局総務部

電力等価格高騰重点支援給付金担当

1 趣旨（概要）

物価高騰対策給付金の事業説明と協力の依頼

2 目的

国の方針に基づき、物価高の影響を受ける低所得者世帯の方々への支援として、令和6年度分の住民税均等割が課せられていない者のみで構成される世帯に対して、1世帯あたり3万円を支給します。

また、その世帯に18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれ）がいる場合、児童1人あたり2万円を加算します。

3 事業内容

（1）対象者

基準日（令和6年12月13日）時点において、本市の住民基本台帳に記録されている世帯であって、令和6年度分の住民税均等割が課せられていない者のみで構成される世帯

（2）時期（期間）

- ・令和7年1月下旬から支給のお知らせ及び支給要件確認書を順次発送
- ・返送（申請）期限：令和7年4月30日（水）

（3）区保健福祉課での業務

窓口業務に係る情報提供及びDV被害者等の要配慮者についても支給対象としていることから、案内などをお願いしたい。

4 その他（スケジュール・他の課長会での説明予定等）

- ・令和7年1月20日 [報道発表] 専用コールセンター／専用HPの開設
- ・令和7年2月1日 広報紙2月号
- ・令和7年2月25日 区役所給付金窓口の開設

大阪市物価高騰対策給付金

支給要件

令和6年12月13日時点で大阪市に住民登録があり、
世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税の世帯

ただし、次の世帯は除外します。

- 他市町村において、本給付金と同様の給付金を受給した世帯
 - 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- <例> ・単身赴任の夫から扶養されている ・実家の親に扶養されている学生
・別居の子の扶養親族になっている 等

給付金の支給額

1世帯あたり

3万円

提出期限

令和7年

4月30日 **水** 消印有効

平成18年4月2日以降生まれの児童を扶養している世帯は、支給対象児童1人あたり2万円を加算

◆支給の手続きについて

大阪市において、支給要件に該当することが確認できた世帯は、基準日(令和6年12月13日)時点の世帯主へ、『支給のお知らせ』または『確認書』を順次お送りします。
(遅くとも、令和7年3月14日頃までにお届けする予定です)

ただし、下記に該当する世帯は、申請が必要です。

- 令和6年1月2日以降に大阪市外から転入した方がいる世帯で、大阪市において令和6年度分の課税情報が確認できない世帯
- DV等による避難者で、避難先に住民登録がない方の世帯
- 令和6年1月1日以降、基準日(令和6年12月13日)までに、離婚・死別等により事実上被扶養者でなくなった世帯
- 『支給のお知らせ』『確認書』に記載の支給対象児童以外に、支給要件に該当する児童がいる場合(令和6年12月14日以降に生まれた児童や、学校の寮などに入っているが生計を同一にする児童等)

申請方法は裏面をご覧ください。

お問合せ

大阪市物価高騰対策給付金コールセンター

平日のみ 9:00~18:30

※上記の時間・曜日は、変更する場合がありますので、専用ホームページ等でご確認ください

TEL **フリーダイヤル** **0120-977-756** または **06-7632-5425**

おかけ間違いにご注意ください

FAX **フリーダイヤル** **0120-778-010**

専用ホームページ <https://osaka-bukkakoutou.jp/taisaku/>



※お問合せ内容によっては、回答までに日数を要する場合があります。あらかじめご留意ください。

申請方法

①申請書の送付を依頼（令和7年3月5日（水）から受付）

コールセンター（ 0120-977-756 または 06-7632-5425）、または、専用ホームページで申請書の送付を依頼してください。（受付期間は専用ホームページ等でご確認ください。）

②申請書の作成・提出

【申請書を返送】（提出期限：令和7年4月30日（水）消印有効）

- ・届いた申請書に、必要事項の記入と必要書類を添付して、申請書に同封されている返信用封筒で送付してください。

【オンライン申請】（申請期限：令和7年4月30日（水）17時までの申請完了が必要）

- ・専用ホームページからオンラインで申請することができます。
（オンライン申請には、届いた申請書に記載されている『お問合せ番号』が必要です）

《ご注意》

- ※申請には、課税証明書や世帯主との続柄がわかる書類（住民票や戸籍謄本等）など添付が必要な書類があります。
- ※必要書類が添付されていない場合、審査を行うことができず、給付金は支給できません。
- ※提出された申請に記入不備や書類不足があった場合は、郵送や電話等でご連絡しますが、指定する日までに記入不備や書類不足が解消しない場合は、給付金は支給できません。

申請書提出期限 令和7年4月30日（水）（消印有効）

支給予定時期 申請書提出後1か月程度

※申請書類に不備がある場合は、さらに時間を要することがあります。

よくある質問

Q 「支給のお知らせ」や「確認書」が届かないのはなぜですか。

A 大阪市において、支給要件に該当することが確認できないためです。

具体的には、令和6年中に複数回転居された方や、令和6年度の住民税均等割が課税されていたが修正申告等により非課税となった方などを含む世帯です。

Q 令和6年度分の住民税は被扶養者等のみの世帯だったが、基準日（令和6年12月13日）時点で扶養者と離婚（死別等）し、非課税世帯となっている場合は、給付金の支給対象となりますか。

A 基準日（令和6年12月13日）時点において、離婚・死別等により事実上の被扶養者等ではない世帯で、世帯全員が令和6年度分の住民税均等割が非課税の場合は支給対象となります。申請にあたっては、扶養者との離婚・死別等の事実がわかる書類（戸籍謄抄本等）のコピーが必要です。

Q 基準日の翌日（令和6年12月14日）以降に離婚し、母（または父）と子（平成18年4月2日以降生まれ）の世帯となりました。令和6年度の住民税が非課税ですが、給付金の支給対象になりますか。

A 離婚後、母（または父）と子（平成18年4月2日以降生まれ）の世帯となり、世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税であれば、支給の対象となります。申請にあたっては、離婚の事実がわかる書類（戸籍謄抄本等）のコピーの提出が必要です。

Q 基準日の翌日（令和6年12月14日）以降に生まれた児童は、子ども加算の支給対象となりますか。

A 基準日の翌日以降に生まれた児童も、子ども加算の支給対象となります。ただし、申請期限の令和7年4月30日（水）（消印有効）までに申請が必要です。



大阪市物価高騰対策給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

